

在京岩手産業人会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦と啓発を図り、有為な経済人の育成と郷土の産業振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、在京岩手産業人会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、東京都内におく。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と情報交換及び啓発に関すること。
- (2) ふるさと岩手の産業振興の援助に関すること。
- (3) その他、会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第5条 会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東京都及びその近県に在住する岩手県に縁故のある産業人であって、本会の目的達成に熱意をもって協力する者。
- (2) 上記以外の者で役員会が適当と認めた者。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 常任幹事 3名以内
- (3) 幹事 30名以内

(役員を選出)

第7条 幹事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 代表幹事、常任幹事は、幹事の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 代表幹事は本会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

- 2 常任幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、代表幹事の任務を代理する。

- 3 幹事は会務を行う。

(名誉役員)

第10条 本会に、名誉会長、名誉顧問、顧問等の名誉役員をおくことができる。

- 2 名誉役員は役員会の議を経て代表幹事が委嘱する。

(総会)

第11条 総会は毎年1回、代表幹事が召集し、次の事項を付議する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 幹事の選出に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(役員会)

第12条 役員会は、必要により随時開催する。

- 2 役員会は代表幹事が主宰し、代表幹事欠席のときは、代表幹事が予め指名した常任幹事が主宰する。

(会計)

第13条 本会の会計は、会費及び寄附金をもって充てる。

付則

(施行期日)

- 1 この会則は昭和60年1月24日から施行する。
- 2 この会則は平成3年1月25日から施行する。
- 3 この会則は令和6年2月1日から施行する。